

令和4年度 第1回加東市立図書館協議会 次第

と き 令和4年8月25日（木）18:00～

ところ 加東市中央図書館 2階会議室

1. 開 会
2. 任命書の交付
3. 教育長挨拶
4. 自己紹介
5. 図書館協議会の役割について
6. 会長等の選出
 - ・会長
 - ・会長職務代行者
7. 会議録署名委員の指名
8. 協議事項
 - (1) 令和3年度 図書館活動報告
統計書「くらしの中に図書館を」等
 - (2) 令和4年度 事業計画
 - (3) その他
9. 閉 会

加東市立図書館協議会委員名簿

	氏 名	備 考
1	丹 羽 恭 子 ニ ヲ キョウ コ	学識経験のあるもの
2	吉 川 美 那 子 キ カ ミ ナ コ	学校教育関係者 (中学校図書担当)
3	魚 住 美 穂 ウオ ズ ミ ホ	学校教育関係者 (小学校図書担当)
4	井 上 利 恵 イ ウ エ リ エ	家庭教育の向上に資する 活動を行う者
5	神 戸 シゲ カズ カン ベ シゲ カズ	社会教育関係者
6	黒 田 ヤス ヨ代 クロ ダ ヤス ヨ	家庭教育の向上に資する 活動を行う者
7	佐 子 マ 真 サ ミ サ コ マ サ ミ	家庭教育の向上に資する 活動を行う者
8	松 本 コウ スケ 介 マツ モト コウ スケ 介	家庭教育の向上に資する 活動を行う者
9	藤 原 サダ ヨ子 フジハラ サダ ヨ子	市民を代表する者

任期：令和4年8月1日～令和6年7月31日まで

※定数：10名以内、任期：2年

○図書館法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)

で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

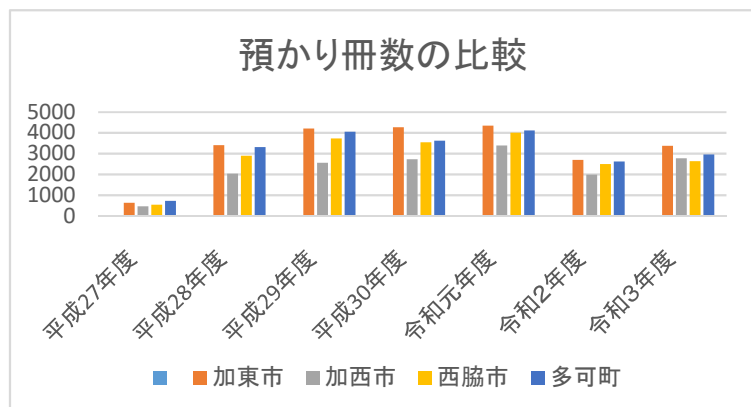
- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

＜加東市＞北播磨広域定住自立圏に係る預かり本及び返却本受取集計

	西脇市	加西市	多可町	預かり冊数 合計(A)	受取り冊数	備 考
平成27年度 計	551	68	10	629	590	1/19~3/31
平成28年度 計	2,936	379	81	3,396	2,984	
平成29年度 計	3,515	606	87	4,208	3,753	
平成30年度 計	3,437	757	73	4,267	3,704	
令和元年度 計	3,291	961	95	4,347	3,461	
令和2年度 計	590	372	20	2,696	721	
令和3年 4月	229	53	34	316	399	
5月	165	50	4	219	210	
6月	122	16	15	153	190	
7月	235	72	21	328	241	
8月	214	74	7	295	238	
9月	155	54	15	224	355	
10月	274	41	4	319	226	
11月	232	54	18	304	167	
12月	247	45	6	298	229	
1月	252	66	5	323	314	
2月	231	40	0	271	208	
3月	257	58	0	315	349	
令和3年度 計	2,613	623	129	3,365	3,126	
合計	16,933	3,766	495	22,908	18,339	

預かり冊数の圏内他市町との比較

年度	加東市	加西市	西脇市	多可町	合計
平成27年度	629	452	531	723	2,335
平成28年度	3,396	2,035	2,893	3,305	11,629
平成29年度	4,208	2,556	3,722	4,045	14,531
平成30年度	4,267	2,724	3,537	3,623	14,151
令和元年度	4,347	3,379	4,001	4,107	15,834
令和2年度	2,696	1,977	2,497	2,619	9,789
令和3年度	3,365	2,767	2,631	2,946	11,709



- 毎週木曜日に、各市町で預かった本を持ち寄ります。
- 半年毎に滝野図書館と西脇市図書館が交代で拠点館となります。
- 各図書館の状況報告、意見交換の場としての役割も担っています。

中央図書館の会議室を学習室として活用(利用状況)

令和4年8月20日現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月				32	50	36	0	62	87
5月				46	146	0	0	0	96
6月			51	139	164	0	14	0	127
7月	122	138	305	262	228	225	95	77	201
8月	177	212	374	350	235	179	0	139	87
9月				66	77	100	0	0	
10月			6	125	114	209	63	0	
11月				116	87	138	76	0	
12月		13	61	137	142	223	81	100	
1月		26	112	74	78	89	54	78	
2月			87	141	138	163	29	153	
3月			20	53	53	0	0	37	
合計	299	389	1,016	1,541	1,512	1,362	412	646	598

平成26年度・・・夏休み

平成27年度・・・夏休み・冬休み

平成28年度・・・試験期間・夏休み・冬休み

平成29年度～・・・会議等の利用のない毎日

令和3年度 中央図書館 活動報告

<行事>

★リサイクル展開催

開催日：7月3日(土)、4日(日)、6日(火)、7日(水)、8日(木)

時 間：10:30～、11:30～、14:30～、15:30～、16:30～

※1日5回、各回30分間。

事前申し込みにより、各回10名までに制限。間に消毒作業。

結果：参加者数 186名

持ち帰り冊数 図書1,911冊 雑誌582冊 合計2,493冊

(冊数)	展示	残	持ち帰り
一般	2,939	1,884	1,055
児童	1,430	574	856
雑誌	1,027	445	582
合計	5,396	2,903	2,493

★おはなし会 毎月2回 4月、7月、8月、12月～3月 合計20人

※5月、6月は開催中止

※9月～11月は、施設改修工事のため休館

★はじめてであうえほん 4月～3月 合計327組（1月は資料配布のみ37組）

※毎月1回（第4木曜日）4か月健診時に実施

★人権絵本読み聞かせ

10月29日（金）窪田隣保館 参加者8名（小人5、大人3）

★おでかけ図書館

6月29日（火）米田小学校 3年生7名、4年生9名 合計16名

★館内研修 「本の修繕に関する研修」開催

1月21日（金）14:30～16:30 8名

1月28日（金）14:30～16:30 7名

<日本語学習>

★令和3年12月より、日本語学習の資料を集めた展示コーナーを設置



<施設維持管理>

★防犯カメラ増設工事（中央図書館1台、滝野図書館2台）

★施設更新工事（エレベーター更新工事、照明LED化工事、トイレ改修工事）

※工事に伴う臨時休館期間 9月1日（水）～11月30日（火）

※臨時休館に伴う中央図書館の特別貸出

8月18日（水）～8月31日（火） ひとり50冊まで 15週間

※臨時休館中は、滝野図書館が全日開館。東条図書館は通常通り開館。

令和4年度 中央図書館 活動報告

<行事>

★リサイクル展開催

内 容:加東市花と緑のまつり「花き盆栽展」に出展。玄関前駐車場にテントを設置。

図書のみ展示(雑誌は無)

開催日時:5月28日(土)、29日(日) 午前10時~午後4時

結 果:持ち帰り冊数 1,019冊

(冊数)	展示	残	持ち帰り
一般	1,356	719	637
児童	610	228	382
合計	1,966	947	1,019

★雑誌付録抽選会(10点)

応募期間:8月2日(火)~17日(水)

応募者数:204名

★夏休み図書館クイズ「としょかんからのちょうせんじょう」開催

内容:小学生対象。回答者に賞品として限定イラストの読書ノートをプレゼント

開催日時:8月2日(火)~8月28日(日) ※23日現在、参加者25名

★おはなし会 毎月2回 4月~8月 合計38人

★はじめてであうえほん 4月~7月 合計86組、

※毎月1回(第4木曜日)4か月健診時に実施

★おでかけ図書館

6月24日(金)	滝野南小学校	3年生	28名
7月 7日(木)	三草小学校	3年生	13名
7月12日(火)	福田小学校	3年生	19名

滝野図書館 令和3年度 活動報告

<図書館活動>

① おでかけ図書館：計148名（生徒のみ）参加

おでかけ図書館	令和3年7月1日	滝野東小学校	3年生	101名
	令和3年7月6日	福田小学校	3年生	24名
	令和3年7月8日	滝野南小学校	3年生	23名

② おはなし会：計17名参加

おはなし会	毎月1回	年間9回開催 (5月～6月開催中止)	17名
-------	------	-----------------------	-----

③ ヨミカツ！イベント：計514名参加

ヨミカツ！	令和3年4月10日	としょかんをかざろう	19名
	令和3年6月26日	リサイクル展	96名
	令和3年8月1日～8月15日	雑誌付録抽選会	101名
	令和3年11月1日～11月15日	雑誌付録抽選会	153名
	令和3年12月18日	ぬいぐるみおとまり会	9名
	令和4年2月1日～2月15日	雑誌付録抽選会	125名
	常設展示	ひとはこ図書館	11名(※)

※ひとはこ図書館（8名+3グループ参加）

<施設維持管理事業>

- ・非常用発電設備更新工事
- ・防犯カメラ増設工事

令和4年度 事業計画

- ・内装及びトイレ改修工事

トイレの洋式化、じゅうたん、ブラインドの改修工事を行います。

※工事に伴う臨時休館期間：9月1日（木）～11月30日（水）

※臨時休館前の特別貸出：8月18日（木）～8月30日（火）

1人50冊、4週間貸出

※臨時休館中、臨時窓口を開設します。

期間：9月3日（土）～11月19日（土）の間、毎週土曜日

場所：滝野公民館 ミーティング室

内容：予約本の貸出、返却本の受取

東条図書館 令和3年度活動報告

●見学・実習

- ・おでかけ図書館 10月18日、東条学園小中学校 3年生 69名
- ・トライやるウィーク 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止
- ・その他の見学、実習 11月11日 まちたんけん 東条学園小中学校 2年生 49名

- おはなし会 毎月1回第3土曜日 5・6月 緊急事態宣言発令中のため中止
10回実施 11名参加

●ヨミカツ！（読書推進活動）

「はるのいきもの」をかざろう	4月8日～5月20日	58個作成、48個展示 児童コーナー壁面
「なつのスイーツ」をかざろう	7月6日～8月31日	55個作成、43個展示 児童コーナー壁面
「図書館クイズ」	7月22日～8月31日	児童 24名
「あきのリースをつくろう」	10月3日～10月31日	30個作成、25個展示 児童コーナー壁面
「大人のみなさん、絵本を読んでもみませんか」（ブラインドブック）	11月1日～30日	読書週間関連行事 一般向け 10冊程度貸出
「ふゆのリースをつくろう」	12月12日～12月27日	40個作成、27個展示 児童コーナー壁面



「はるのいきもの」をかざろう



「なつのスイーツをかざろう」



「図書館クイズ」



「あきのリースをつくろう」



「ふゆのリースをつくろう」



「絵本を読んでもみませんか」

●施設維持管理

- ・ソファ張替修繕（5月） ソファ9台の生地張替
- ・防犯カメラ設置工事（6月） 防犯カメラを3台（一般コーナー2台・児童コーナー1台）設置

令和4年度活動報告

●見学・実習

- ・おでかけ図書館 6月9日 東条学園小中学校 3年生 69名
- ・初任者研修 8月9日 東条学園小中学校教諭 1名
- ・トライやるウィーク 10月3日（月）～8日（土）実施予定 1名

●おはなし会 毎月1回第3土曜日 5回開催9名（8月まで）

●ヨミカツ！（読書推進活動）

「こいのぼり」をかざろう	4月16日～5月31日	50個作成、34個体展示 児童コーナー壁面
「図書館クイズ」	7月21日～8月30日	児童 46名



「こいのぼり」をかざろう



「図書館クイズ」

雑誌スポンサーの現状

令和4年8月現在

スポンサー名	雑誌名	対象館
株式会社マッキンエナジージャパン	『プレジデント』	中央図書館
加東市パワーリフティング協会	『IRONMAN』	中央図書館
		滝野図書館
コープこうべ	『ステーション』	中央図書館
		滝野図書館
		東条図書館

貸出密度日本一比較表

令和2年度

資料1 全国 4万人以上5万人未満の市立図書館

順位	県名	市名	人口	個人貸出数	貸出密度	蔵書数	1人当たり蔵書数	R2図書購入予算(千円)	1人当たり図書費(円)	
1	28	兵庫県	加東市	40,000	424,000	10.6	443,000	11.1	17,925	448
2	25	滋賀県	高島市	48,000	427,000	8.9	592,000	12.3	9,556	199
2	33	岡山県	赤磐市	44,000	391,000	8.9	323,000	7.3	14,036	319
4	28	兵庫県	西脇市	40,000	328,000	8.2	211,000	5.3	15,200	380
5	28	兵庫県	加西市	44,000	352,000	8.0	217,000	4.9	14,539	330
6	28	兵庫県	小野市	49,000	373,000	7.6	222,000	4.5	9,525	194
7	41	佐賀県	武雄市	49,000	317,000	6.5	253,000	5.2	16,140	329
8	15	新潟県	見附市	40,000	254,000	6.4	197,000	4.9	7,989	200
9	22	静岡県	菊川市	49,000	302,000	6.2	264,000	5.4	13,423	274
9	41	佐賀県	小城市	45,000	281,000	6.2	290,000	6.4	10,902	242
9	28	兵庫県	洲本市	43,000	268,000	6.2	332,000	7.7	16,796	391

資料2 兵庫県内 4万人以上5万人未満の市立図書館

順位	県名	市名	人口	個人貸出数	貸出密度	蔵書数	1人当たり蔵書数	R2図書購入予算(千円)	1人当たり図書費(円)	
1	28	兵庫県	加東市	40,000	424,000	10.6	443,000	11.1	17,925	448
2			西脇市	40,000	328,000	8.2	211,000	5.3	15,200	380
3			加西市	44,000	352,000	8.0	217,000	4.9	14,539	330
4			小野市	49,000	373,000	7.6	222,000	4.5	9,525	194
5			洲本市	43,000	268,000	6.2	332,000	7.7	16,796	391
6			丹波篠山市	41,000	208,000	5.1	241,000	5.9	15,030	367
7			赤穂市	47,000	229,000	4.9	204,000	4.3	10,000	213
8			淡路市	44,000	141,000	3.2	319,000	7.3	7,960	181
9			南あわじ市	47,000	58,000	1.2	166,000	3.5	5,731	122

資料3 北播磨地域

順位	県名	市名	人口	個人貸出数	貸出密度	蔵書数	1人当たり蔵書数	R2図書購入予算(千円)	1人当たり図書費(円)	
1	28	兵庫県	加東市	40,000	424,000	10.6	443,000	11.1	17,925	448
2			三木市	77,000	696,000	9.0	342,000	4	14,581	189
3			西脇市	40,000	328,000	8.2	211,000	5.3	15,200	380
4			加西市	44,000	352,000	8.0	217,000	4.9	14,539	330
5			小野市	49,000	373,000	7.6	222,000	4.5	9,525	194

「日本の図書館 統計と名簿 2021」より

蔵書数・・・R3年3月31日現在

R2図書購入予算(千円)・・・R2年度当初予算ベース

冊数・・・個人貸出冊数(団体は含まない) R2年度実績

人口・・・R2.1.1現在(『全国市町村要覧』令和2年度より)

令和4年度の予算概要（教育委員会 教育振興部 中央図書館）

図書館は「人にやさしく、暮らしに役立つ図書館」を念頭に置き、貸出を中心とした資料提供を展開していきます。

1. 図書館運営事業 2,358千円

- ・利用者の利便性向上のため、3図書館の資料搬送業務を、休館日を除き毎日行っています。
- ・市民の意見を図書館運営に反映させるための図書館協議会を開催します。図書館運営の向上を図ります。
- ・市内7小学校と2中学校及び1義務教育学校へ図書館から本を届ける「おとどけ図書館」を学校の要望も取り入れながら行います。
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョンにより、3市1町（加東市・加西市・西脇市・多可町）の図書館間でリクエスト図書等の相互利用の強化を図るとともに、返却本の預かりサービスにより圏域内利用者の利便性の向上を図ります。
- ・職員については研修会等への積極的な参加を行い、専門知識を培うとともに資質向上に努めます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に努めます。

2. 図書館充実事業 70,337千円

- ・図書館システムの維持管理及び改修業務委託を行い、パソコンやスマートフォンでの図書検索、予約サービスにより、さらなる利用の拡大を図ります。
- ・資料収集については、加東市図書購入基準に基づき、要求が最も多い新刊図書や雑誌などを購入するとともに、加東市図書廃棄基準に基づき、傷みの激しい図書の買い替え等により蔵書の充実を図り、市民に役立ち、生活を豊かにする魅力のある蔵書の維持に努めます。

- ・その他の資料として、利用者からリクエストされた図書、紙芝居、新聞、CD、官報の購入を行います。

3. 図書館主催事業 113千円

- ・主に小学3年生の図書館体験として「おでかけ図書館」を実施します。
図書館内の見学と自分の図書館カードで本を借りる体験をしてもらいます。
- ・読書活動推進事業として、利用者参加型の催し等を実施し、図書館利用の促進を図ります。
- ・保健センターと連携し「はじめてであう絵本」として、4か月児健診の場で保護者と赤ちゃんに読み聞かせとその意義をお伝えします。
- ・人権協働課と連携し「人権絵本の読み聞かせ」を行います。

4. 中央図書館施設維持管理事業 7,961千円

- ・中央図書館施設の適正な維持管理に努めます。令和5年度に予定している内装改修工事の実施設計を業務委託します。防犯カメラの記録装置を更新するとともにカメラを増設します。

5. 滝野図書館施設維持管理事業 96,276千円

- ・滝野図書館施設の適正な維持管理に努めます。内装及びトイレ改修工事を行います。防火シャッター改修工事を行います。

6. 東条図書館施設維持管理事業 5,245千円

- ・東条図書館施設の適正な維持管理に努めます。